

令和2年度12月定例教育委員会資料

令和2年12月24日(木曜日)

奄美市教育委員会

令和2年度 12月定例教育委員会

開会の日時 令和2年12月24日(木曜日) 午後4時00分～5時00分

会議の場所 本庁舎6階中会議室

出席した委員及び事務局職員等の氏名

教 育 長	要 田 憲 雄	教 育 部 長	福 長 敏 文
		総 務 課 長	徳 永 恵 三
教育長職務代理	恵 上 イサ子	学 校 教 育 課 長	末 吉 正 承
		生 涯 学 習 課 長	大 庭 勝 利
委 員	元 井 孝 信	文 化 財 課 長	久 伸 博
		ス ポー ツ 推 進 課 長	大 山 茂 雄
委 員	西 正 和	学 校 給 食 セ ン ター 所 長	井 上 裕 之
		住 用 地 域 教 育 課 長	宅 間 道 和
		笠 利 地 域 教 育 課 長	丸 田 宗 八 郎
		総 務 課 係 長	夜 差 崇 朗

会議の順序

1 開 会

2 議 事

(1) 「11月定例教育委員会議事録の承認」について

(2) 委員、教育長等の業務報告について

(3) 議案第9号「奄美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定」について
議案第10号「奄美市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定」について

3 その他

議案第 8 号

奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業実施要綱の制定について

奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業実施要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 10 条の規定により議決を求める。

令和 2 年 12 月 14 日

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学校の各種行事が中止や縮小となっていることから、学校生活最後の卒業イベントを応援するため、予算の範囲内において奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、奄美市補助金等交付規則（平成 18 年奄美市規則第 40 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（助成金交付対象者）

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成金対象者」という。）は、次のとおりとする。ただし、助成金に関しては、各学校長へ支給する。

（1）申請時において、奄美市立学校設置条例（平成 18 年奄美市条例第 206

号) 第2条別表に定める小学校及び中学校に在籍する、小学6年生及び中学3年生の児童・生徒

(2) 申請時において、奄美市内にある県立高等学校3校に在籍する高校3年生の生徒

(助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、1人当たり5千円を上限とする。なお、全校児童生徒数が100人未満の小・中学校において、貸切バス等利用の場合は5万円を上限として追加助成するものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 学校長は、奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書兼収支予算書(別記第2号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の申請期間は、令和2年12月15日から令和3年2月18日までとする。

(助成金交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、その旨を奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金交付決定通知書(別記第3号様式)により学校長に通知するものとする。なお、必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第6条 学校長は、前条の決定通知を受けた事業内容について、次の各号のいずれかに該当する変更要件を生じたときは、奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業計画変更承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出してその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この

限りでない。

- (1) 助成金の交付の対象となる事務又は事業（以下「助成事業」という。）に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項の承認は、計画変更により事業費に変更を生じた場合には、奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金変更交付決定通知書（別記第5号様式）、その他にあっては、奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業計画変更承認通知書（別記第6号様式）により通知する。

（実績報告）

第7条 学校長は、事業が完了したときは、14日以内に奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書（別記第8号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告を受けた場合には、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金交付確定通知書（別記第9号様式）により学校長に通知する。

（助成金の請求及び交付）

第9条 学校長が助成金を請求しようとするときは、請求書（別記第10号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の概算払を受けようとするときは、奄美

市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金概算払申請書（別記第11号様式）に請求書（別記第10号様式）及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、概算払することが適当であると認めたときは、助成金交付決定額の範囲内において助成金を交付する。

（経費の流用の禁止）

第10条 学校長は、助成金を当該助成事業以外の目的に流用してはならない。

（市長の指示等）

第11条 学校長は、助成事業が予定の期間内に完成の見込みがないと認めるときは、その理由及び助成事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を求めなければならない。

（助成金の返還）

第12条 市長は、助成金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為により助成金の交付を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行し、令和3年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までになされた助成金の申請、交付その他の手続きについては、同日以降もその効力を有する。

奄美市長 殿

校長 印

奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金交付申請書

奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金の交付を受けたいので、奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業実施要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 助成事業の名称 | 奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業 |
| 2 交付申請額 | 卒業生： × 5,000 円 = 円
貸切バス等利用料 円 |
| | <u>交付申請額 円</u> |
| 3 添付書類 | 事業計画書兼収支予算書（別記第2号様式） |

第2号様式（第4条関係）

事業計画書兼収支予算書
学校名

～事業計画～

イベント等名称

--

実施内容

--

卒業生人数

	名
--	---

～収支予算書～

収入

区分	予算額	備考（積算内容）
市助成金		× 5,000 円 =
貸切バス等利用料		
計		

支出

区分	予算額	備考（積算内容）
イベント費用		
施設利用料		
交通費		
計		

校長 殿

奄美市長 印

奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金については、奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業要綱第5条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 助成事業の名称 奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業
- 2 助成事業に要する経費及び助成金

助成事業に要する経費	円
助成金の額	円
- 3 交付決定に付した条件

年 月 日

奄美市長 殿

校長 印

奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」
応援事業助成金交付決定通知のあった上記事業計画を、下記のとおり計画変更したいの
で、奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業実施要綱第6条の規定により承
認くださるよう申請します。

記

- 1 計画変更の内容及び理由
- 2 変更事業計画書兼収支予算書
別紙のとおり
- 3 補助金等交付決定通知書

（注）別紙については、奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金交付
申請書（別記第1号様式）に添付する事業計画書兼収支予算書（別記第2号様
式）を用いて作成すること。この場合において、変更に係る部分は二段書きとし、
変更前のものを括弧書きで上段に記載すること。

第 号
年 月 日

殿

奄美市長 印

奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業の計画変更については、奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業要綱第6条の規定により承認し、助成金の額を下記のとおり変更決定しました。

記

- 1 補助事業等の名称 奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業
- 2 助成事業に要する経費及び助成金
助成事業に要する経費 金 円
助成金の額 金 円
- 3 交付決定に付した条件

（注）助成事業に要する経費及び助成金の額は、それぞれ二段書きとし、変更を下段に、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第6号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

奄美市長 印

奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業計画変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった上記事業の計画変更は、奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業要綱第6条の規定により、これを承認します。

奄美市長 殿

校長 印

奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」
応援事業助成金の交付決定通知に基づき上記事業を実施したので、奄美市卒業生向け
「卒業の思い出づくり」応援事業実施要綱第7条の規定により、関係書類を添えてそ
の実績を報告します。

記

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書（別記第8号様式）

～収支精算書～

収入

区分	精算額	備考
市助成金		× 5,000 円 =
貸切バス等利用料		
計		

支出

区分	精算額	備考
イベント費用		
施設利用料		
交通費		
計		

第 年 月 日

校長 殿

奄美市長 印

奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、上記事業助成金については、奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

1 助成事業の名称 奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業

2 助成事業に要する経費及び助成金

助成事業に要した経費	円
助成金の額	円

請 求 書

一金 円

総額	前回の 交 付 額	ま だ 今 回 の 請 求 額	未 請 求 額
円	円	円	円

ただし、年 月 日付け 第 号の奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金交付決定（確定）通知書に基づく奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金として。

上記のとおり請求します。

年 月 日

校長

奄美市長

殿

奄美市長 殿

校長 印

奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業助成金交付決定通知のあった上記事業助成金を，奄美市卒業生向け「卒業の思い出づくり」応援事業実施要綱第9条の規定により，下記のとおり概算払くださるよう，関係書類を添えて申請します。

記

一金 円

事業費	助成金	概算払 受領済額	今回概算 払申請額	概算 残額
円	円	円	円	円

議案第9号

奄美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

奄美市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和2年12月24日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市立学校設置条例の一部を改正する条例

奄美市立学校設置条例（平成18年奄美市条例第206号）の一部を次のように改正する。

別表中「奄美市立名瀬幼稚園」を「奄美市立名瀬小学校附属幼稚園」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 小学校

名称	位置
奄美市立名瀬小学校	奄美市名瀬永田町1番1号
奄美市立奄美小学校	奄美市名瀬久里町15番10号
奄美市立伊津部小学校	奄美市名瀬小浜町14番1号
奄美市立朝日小学校	奄美市名瀬朝日町31番地2
奄美市立小宿小学校	奄美市名瀬大字小宿897番地の8
奄美市立知根小学校	奄美市名瀬大字根瀬部92番地
奄美市立大川小学校	奄美市名瀬大字西仲勝1199番地の1
奄美市立小湊小学校	奄美市名瀬大字小湊281番地
奄美市立崎原小学校	奄美市名瀬大字崎原620番地の1
奄美市立芦花部小学校	奄美市名瀬大字芦花部586番地の1
奄美市立住用小学校	奄美市住用町大字役勝27番地
奄美市立東城小学校	奄美市住用町大字摺勝610番地
奄美市立市小学校	奄美市住用町大字市62番地
奄美市立赤木名小学校	奄美市笠利町大字中金久142番地
奄美市立笠利小学校	奄美市笠利町大字笠利399番地
奄美市立節田小学校	奄美市笠利町大字節田246番地
奄美市立緑が丘小学校	奄美市笠利町大字喜瀬1570番地
奄美市立宇宿小学校	奄美市笠利町大字宇宿166の口番地
奄美市立手花部小学校	奄美市笠利町大字手花部2811番地
奄美市立屋仁小学校	奄美市笠利町大字屋仁130番地
奄美市立佐仁小学校	奄美市笠利町大字佐仁2735番地

2 中学校

名称	位置
奄美市立名瀬中学校	奄美市名瀬真名津町8番1号
奄美市立金久中学校	奄美市名瀬塩浜町15番10号
奄美市立朝日中学校	奄美市名瀬朝日町29番地1

奄美市立小宿中学校	奄美市名瀬大字小宿2788番地の2
奄美市立大川中学校	奄美市名瀬大字西仲勝1199番地の1
奄美市立崎原中学校	奄美市名瀬大字崎原620番地の1
奄美市立芦花部中学校	奄美市名瀬大字芦花部586番地の2
奄美市立住用中学校	奄美市住用町大字役勝27番地
奄美市立市中学校	奄美市住用町大字市62番地
奄美市立東城中学校	奄美市住用町大字摺勝610番地
奄美市立赤木名中学校	奄美市笠利町大字里364番地
奄美市立笠利中学校	奄美市笠利町大字笠利1924番地

3 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）

名称	位置
奄美市立名瀬幼稚園	奄美市名瀬幸町25番16号
奄美市立奄美小学校附属幼稚園	奄美市名瀬久里町15番10号
奄美市立朝日小学校附属幼稚園型認定こども園	奄美市名瀬朝日町31番地5
奄美市立伊津部小学校附属幼稚園	奄美市名瀬小浜町14番1号
奄美市立小宿小学校附属幼稚園	奄美市名瀬平松町397番地
奄美市立赤木名小学校附属幼稚園	奄美市笠利町大字外金久28番地の1
奄美市立笠利小学校附属幼稚園	奄美市笠利町大字笠利776番地

議案第10号

奄美市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について

奄美市立幼稚園規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和2年12月24日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市立幼稚園規則の一部を改正する規則

奄美市立幼稚園規則（平成18年奄美市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「名瀬幼稚園」を「名瀬小学校附属幼稚園」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

幼稚園名	定員
名瀬幼稚園	120人
奄美小学校附属幼稚園	60人
伊津部小学校附属幼稚園	120人
朝日小学校附属幼稚園型認定こども園	120人
小宿小学校附属幼稚園	60人
赤木名小学校附属幼稚園	60人
笠利小学校附属幼稚園	60人